



～ペットと幸せに暮らすために～

ペットの飼い主は責任をもって飼いましょう！

ペットは大事な家族の一員であるとともに、お住まいの地域社会においても愛される存在であることが、ペットにとっても大切なことです。ペットの習性や年齢、大きさ等その特徴に適した飼育環境を損なわずに、ご近所の方や訪問者等に配慮した飼い方をしましょう。ここでは、ペットとして身近な存在の犬と猫について、飼育のルールとマナーをご紹介します。



犬のルールとマナー

- ◆ペットの犬がどういう性格でどういう行動をするかは飼い主にしかわかりません。放し飼いでいると、飼い主以外の人は恐怖を覚えたり犬が苦手な人もいます。犬を放し飼いにしないようにしましょう。
- ◆お住まいの自治体に登録をして、法令に基づく年1回の狂犬病予防注射を受けましょう。
- ◆散歩の際には、犬を丈夫な紐やリード等でつなぐ、スマートフォンを見ながら散歩をしない等、常に飼い主の手で動きをコントロールできるようにして、周囲や飼い犬の安全に配慮しましょう。
- ◆環境の悪化を防ぐため、犬のフンは飼い主が必ず処理しましょう。散歩時の犬のフンは、周囲に迷惑をかけないように飼い主が必ず持ち帰りましょう。
- ◆きちんとしつけたり手入れをし、鳴き声やにおい等でご近所に迷惑をかけないようにしましょう。
- ◆かみつき事故を起こしてしまった犬には、狂犬病予防法に基づき、狂犬病の検査を受ける義務が発生しますので、飼い主は飼い犬を速やかに動物病院に連れて行っていただき、検診を受けてください。なお、かみつき事故が起こった場合には届け出が必要です。茨城県動物指導センターに連絡をしてください。



猫のルールとマナー

- ◇動物が嫌いな人やアレルギーで近寄れない人がいることを認識しておきましょう。
- ◇猫は室内飼育等目の届くところでの飼育が基本です。猫を屋外に出すと、飼い主にはその行動はわかりません。いたずらやフン等でご近所に迷惑をかけたり、交通事故やなわばり争いによる怪我、感染症を移されることもあります。
- ◇安易な気持ちで無責任な餌付けをしないようにしましょう。餌を与えることはその猫の生活環境に影響を与えることになり、子どもを産んでまた不幸な猫を作る原因となります。猫に餌を与えるときは、その猫が自分の猫であることを自覚して、最後まで飼育する覚悟をしてください。

ペットに関する法令やマナーを遵守し、飼い主にとってもペットにとっても快適な生活ができるように心がけましょう。
ご不明な点については下記問い合わせ先、もしくはかかりつけの獣医師さんにお問合せください。



▶ 問合せ

役場生活安全課 ☎029-885-0340 (内) 214・215
茨城県動物指導センター ☎0296-72-1200

HASHIMOTO BRUSH 各種産業用ねじりブラシ専門製造
株式会社 橋本ブラシ製作所

〒300-0425
茨城県稲敷郡美浦村興津1133-6
TEL:029-885-5125 FAX:029-885-7738
E-mail:info@hsmt-brush.co.jp URL http://www.hsmt-brush.co.jp

思いやりある、お葬式を

セレモニー博善

家族葬会館 霞風
美浦セレモニーホール

☎029-885-3085 美浦村受領 875-1
国道125号線沿い中央病院そば

セレモニー博善 検索

(広告欄) 広告に関する一切の責任は各広告主に帰属し、村がその内容について推奨等をするものではありません。